

警報発表と地震発生時の学校の授業について

「**レベル5 特別警報**」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

※ 経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況です。

※ この数十年間災害の経験がない地域でも、災害の可能性が高まっています。油断しないでください。

- 1 登校前に和歌山市に
レベル3「大雨警報」 レベル3「土砂災害警報」 暴風警報 大雪警報(特別警報発表を含む)が発表されている時は、警報が解除されるまでは自宅で待機させてください。
- 2 **午前8時00分**現在で 1 の警報が発表している場合は臨時休業とします。
- 3 **午前8時00分**までに 1 の警報が解除された場合(レベル1, 2および注意報)、安全を確認した上で生徒を登校させてください。授業の開始は警報の解除時刻の1時間後を目安にします。
 - * 警報解除の連絡は学校からは行いません。テレビ・インターネット等で情報を確認してください。
 - * **午前6時00分**現在警報発表の場合、給食はありません。
午前6時00分～午前8時00分までに解除の場合は午前中授業となります。
 - * 警報解除後や警報が発表されていない場合でも、地域によっては河川の氾濫や、通学路の浸水等も考えられます。登校が困難又は危険と保護者の方で判断された場合は、登校を見合わせてください。この場合は **LINE スクール連絡帳**等で学校に連絡してください。(欠席扱いにはなりません。)
- 4 和歌山市で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休校とします。
なお、震度5弱にいたらない地震であっても被害がひどく、登校が困難な状況になった場合は、登校を見合わせてください。(欠席扱いにはなりません)
- 5 **午前8時00分**に和歌山市沿岸に津波警報、大津波警報が発表されている場合は、臨時休校とします。
- 6 生徒の在校時に警報等が発表された時、下校させることがより危険を増すと考えられる場合は、安全確保のため直ぐに下校させないことがあります。この場合、安全が確認されてから下校させます。
- 7 上記以外にテレビ・ラジオ等で教育委員会より特別の措置が報道された時はその指示に従ってください。
- 8 電話での問い合わせは、特別な場合を除きご遠慮ください。

気象庁HP
新たな防災気象情報

